

様式第 17 号 (H29. 2)

与信取引等に関する情報提供に係る承諾書

厚生労働省の助成金制度である労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）の優遇措置を受けるための要件に関して、助成金の申請先である都道府県労働局が、本助成金の支給審査を行う際の参考とすることを目的とし、①下記の意見照会先（当事業所と与信取引等の関係にある金融機関）に対し、裏面の照会事項に係る意見を照会すること、②当該意見照会先が、上記照会事項につき都道府県労働局に回答することについて、その目的と当該照会事項の範囲内において一切を承諾します。

なお、審査結果に関わらず、意見照会先に対し、当該回答の開示や説明を求めず、異議を述べません。

記

意見照会先 : (金融機関名) (支店名)

平成 年 月 日

労働局長 殿

事業所名

代表者氏名

印

所在地 〒

電話番号

※ 記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

【提出上の注意】

- 本承諾書は、受入れ人材育成支援奨励金の優遇措置対象要件(注1)④に基づき、当該奨励金の申請を受けた労働局が、必要に応じ、該当金融機関から参考意見（下記【照会事項】）を聴取し、優遇措置の対象の可否を判断する場合に用いるものです。
- 事業主が、受入れ人材育成支援奨励金の支給申請に当たって、優遇措置対象要件(注1)④の「労働局が別途認める場合」に該当するものと申告する場合、申告を受けた労働局は事業主の融資取引等先である金融機関の本店に対して、下記【照会事項】の内容について意見照会を行います。金融機関がこの照会に対する回答を労働局に対してするためには、支給申請を行う事業主の承諾が必要となります。
- このため、支給申請を行う事業主は、本様式による書面を作成し、受入れ人材育成支援奨励金の支給申請書（様式第9号）に添えて労働局に提出して下さい（本承諾書の写しは金融機関に提出します）。

【照会事項】

1. 対象企業

企業名（所在地）、代表者名、業種

2. 与信取引の有無

3. 企業の事業に関する見立て

- ①市場（市場の成長性等）
- ②競争（競争優位性等）
- ③事業特性（事業の経済性等）
- ④ユニークネス（経営資源・強み等）

4. その他、3. の補足情報

(注1) 優遇措置の対象となる事業所

- ① 支給申請を行う年度の直近の年度と、その3年度前を比較した売上高が5%以上伸びていること。
- ② ローカルベンチマークの財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること。
- ③ 支給申請を行う年度の直近の年度と、その3年度前の生産性[*]を比較することによって算定した生産性の伸び率が6%以上伸びていること。かつ、同期間中に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（退職勧奨を含む）していないこと。

[*] 生産性：

助成金を申請する事業所が、1年間に生み出した「付加価値額」を「労働者数（雇用保険被保険者数）」で除して求めたものをいい、具体的には次の式により計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃貸料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- ④ 上記①から③のいずれの基準も満たさない場合であって労働局が別途認める場合

※ ④の「別途認める場合」とは、③と同様に算定した生産性の伸び率が1%以上6%未満であって、かつ、金融機関から該当企業の成長可能性や生産性向上等について意見照会を行い、その内容も参考にして、労働局長が「成長企業」の該当性を認める場合をいいます。

【記入上の注意】

- 金融機関名については、「支店名」も記載して下さい。